

和歌山大学大学院経済学研究科規則

制 定 平成 5年 4月 9日

最終改正 令和 3年 2月 18日

(趣旨)

第1条 和歌山大学大学院経済学研究科（以下「研究科」という。）に関する事項は、和歌山大学学則（以下「学則」という。）及び和歌山大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(研究科の目的)

第1条の2 研究科は、複合的な専門的知識を活用し、高度な分析力とマネジメント力を備えたリーダーとして、多様な主体と協力して経済社会の急速な変化に対応できる協創人材を養成することを目的とする。

2 前項の人材は、経済社会において指導的役割を担える人材、戦略的意思決定を担う専門的職業人、学問を身につけた研究職従事者を意味する。

(入学者の選考)

第2条 入学者の選考の方法、時期等は研究科会議において定める。

(研究科担当教員)

第3条 研究科の授業及び研究指導は、教育研究上の指導能力を有する教員が担当する。

2 研究科の授業及び研究指導を担当する教員の選考基準は、別に定める。

(専攻、授業科目及び単位数)

第4条 研究科に次の専攻を置く。

経済学専攻

2 研究科は、第1条の2の目的を達成するために、必要な授業科目を開設する。

3 研究科が開設する授業科目及び単位数は、研究科会議の議を経て、別に定める。

第5条 (削除)

(修了要件)

第6条 学生は、研究科修士課程（以下「課程」という。）を修了するためには、学則第56条に規定された標準修業年限以上在学し、別に定める履修方法により、30単位以上を修得しなければならない。

(教育方法の特例)

第6条の2 研究科は、研究科会議において教育上特別な必要があると認めた場合は、夜間その他特定の時間又は時期における授業又は研究指導等を行うことができる。

2 教育方法の特例による履修方法については、別に定める。

(標準修業年限の特例)

第6条の3 学則第56条第3項の規定に関する研究科の取扱については、和歌山大学大学院経済学研究科社会人短期履修制度に関する規程に定める。

第6条の4 学則第75条の2第2項の規定に関する研究科の取扱については、和歌山大学大学院経済学研究科長期履修学生規程に定める。

(履修登録)

第7条 学生は、履修しようとする授業科目を、所定の期日までに、指導教員の指導をうけて、研究科長に届け出なければならない。

2 履修上必要なその他の届については、別に定める。

(他の大学院等における修得単位の取扱い)

第7条の2 学則第72条、第73条及び第82条の規定により修得した単位は、研究科会議の議を経て、研究科において修得したものとみなすことができる。

2 前項の単位のうち本学大学院で修得した単位の取扱いについては、別に定める。

3 第1項の単位のうち外国の大学院を含む他の大学の大学院（以下「他大学院」という。）において修得した単位については、10単位を超えない範囲とする。

(再入学及び転入学における既修得単位の取扱い)

第7条の3 学則第63条及び第64条第2項により入学を許可された者既に修得した授業科目及び単位数は、研究科会議の議を経て、研究科において修得したものとみなすことができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第7条の4 学則第74条の規定により、本学大学院及び他大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、研究科会議の議を経て、研究科において修得したものとみなすことができる。

2 前項の単位のうち本学大学院において修得した単位の取扱いについては、別に定める。

3 第1項の単位のうち、他大学院で修得した単位は、編入学、転入学を除き、第7条の2第3項の単位とあわせて10単位を超えない範囲とする。

(試験)

第8条 履修した各授業科目の合否は、試験又は研究報告等によって認定する。

2 疾病その他やむを得ない事由のため、受験できなかつた者に対しては、研究科会議の議を経て追試験を行うことがある。

第9条 (削除)

(修士論文の提出等)

第10条 修士課程に1年以上在学し、別に定める方法により12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、修士論文を所定の期間内に研究科長に提出することができる。

2 第6条の3に該当する者は、前項の1年を6ヶ月に読み替える。

(修士論文の審査及び最終試験)

第11条 学位規程第8条及び第9条に基づいて行われる修士論文の審査及び最終試験に関する事項は、別に定める。

(課程修了の認定)

第12条 課程修了の認定は、研究科会議の議を経て研究科長が認定する。

(学位)

第13条 学則及び学位規程の定めるところにより研究科において授与される学位は修士（経済学）とする。

(科目等履修生)

第14条 研究科の学生以外の者で、研究科の授業科目を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生が研究科において履修できる単位数は、別に定める。

(特別研究学生)

第15条 他大学院の学生で、研究科において研究指導を受けることを志願する者があると

きは、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

2 前項の特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第16条 他大学院の学生で、研究科の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 前項の特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第17条 この規則に定めるものほか、研究科に関し必要な事項は、研究科会議が定める。

附 則

1 この規則は、平成5年4月9日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

2 平成4年度以前の入学生については、この規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成6年4月14日一部改正)

1 この改正規則は、平成6年4月14日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

2 平成5年度以前の入学生については、この改正規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成8年4月19日一部改正)

この改正規則は、平成8年4月19日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則 (平成9年2月28日一部改正)

この改正規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月5日一部改正)

この改正規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年7月27日一部改正)

この改正規則は、平成13年7月27日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年9月21日一部改正)

この改正規則は、平成13年9月21日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年3月22日一部改正)

この改正規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月19日一部改正)

1 この改正規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 平成14年度以前に入学した学生については、この改正規則にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第180号)

この改正規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月18日一部改正：法人和歌山大学規程第395号)

この改正規則は、平成17年3月18日から施行する。

附 則 (平成18年6月30日一部改正：法人和歌山大学規程第527号)

この改正規則は、平成18年6月30日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年11月22日一部改正：法人和歌山大学規程第539号)

この改正規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年3月30日一部改正：法人和歌山大学規程第621号)

1 この改正規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 平成18年度以前に入学した学生については、この改正規則にかかわらず、なお従前の

例による。

附 則（平成21年7月23日一部改正：法人和歌山大学規程第939号）

この改正規則は、平成21年7月23日から施行する。

附 則（平成24年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第1360号）

この改正規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（令和元年11月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2191号）

- 1 この改正規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和2年3月31日以前に入学した学生及び令和2年3月31日以前に入学した学生の属する年次に再入学又は転入学した学生については、この改正規則に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和3年2月18日一部改正：法人和歌山大学規程第2327号）

- 1 この改正規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前に入学した学生及び令和3年3月31日以前に入学した学生の属する年次に再入学又は転入学した学生については、この改正規則に関わらず、なお従前の例による。